# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
18	南島原市 障害者福祉医療システム 基礎	楚項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南島原市は、障害者福祉医療システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

南島原市長

#### 公表日

令和4年6月24日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

<b>  関連情報</b>	
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	障害者福祉医療の受給資格者の管理
②事務の概要	(障害者福祉医療該当者の管理、支給判定、支給) 障害者福祉医療費は、障がい者に対して、医療費の一部を支給することで金銭的負担の軽減を図り、 福祉の増進を目的としている。 障害者福祉医療費の支給に際しては所得制限判定を行っており、所得の高い受給者については医療費 助成の支給停止等を行っている。 また、継続して受給可能か確認する為に、毎年受給者から提出される現況届の情報を元に、年度毎に 支給判定を行っている。
③システムの名称	障害者福祉医療システム 中間サーバー 統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル	名
1. 受給者情報ファイル 2. 児	童情報ファイル 3. 受給者所得情報ファイル 4. 配偶者義務者所得情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 84号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定 める事務を定める命令第60条
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	【情報の提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の108の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の108の項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	福祉保健部福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
請求先	総務部総務秘書課、福祉保健部福祉課
8. 特定個人情報ファイル(	の取扱いに関する問合せ
連絡先	859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 総務部総務秘書課 <b>25</b> 0957(73)6621 859-2412 長崎県南島原市南有馬町乙1023番地 福祉保健部福祉課 <b>25</b> 0957(73)6651

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	12年4月1日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人以上	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	12年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類					
[    基礎	項目評価	i書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	《重点項目評価書 《全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ重	直点項目記	平価書又は全項			
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く	)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ 〇 ]委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワーク	クシステム	を通じた提供	を除く。) [ 〇	]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接網	読しない(入手) [	]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ] 外部監	查	
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている	

## 変更箇所

<u> </u>	71				
変更日	項目変更前の記載		変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	5.②所属長	福祉課長 相良 哲春	福祉課長 吉田 稔	事後	
平成28年4月1日	5.②所属長	福祉課長 吉田 稔	福祉課長 永田 和彦	事後	
平成28年4月1日	4.①実施の有無	×	0	事前	
平成28年4月1日	4.②法令上の根拠		番号法第19条7項 別表第二 109号	事前	
平成29年4月20日	8.連絡先	総務部秘書広報課 25050(3381)5001 福祉保健部福祉課 25050(3381)5051	総務部秘書広報課 250957(73)6622 福祉保健部福祉課 250957(73)6651	事後	
平成30年7月4日	5.②所属長の役職名	福祉課長 永田 和彦	福祉課長	事後	
平成31年4月1日	7.請求先	総務部秘書広報課、福祉保健部福祉課	総務部総務秘書課、福祉保健部福祉課	事後	
平成31年4月1日	8.連絡先	総務部秘書広報課 250957(73)6622	総務部総務秘書課 250957(73)6621	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	なし	新規記入	事後	シート追加による新規記載
令和2年4月1日	8.連絡先	長崎県南島原市有家町山川58番地	長崎県南島原市有家町山川58番地1	事後	
令和3年1月1日	8. 連絡先	859-2211 長崎県南島原市有家町山川58番地 1	859-2412 長崎県南島原市南有馬町乙1023番 地	事後	
令和3年6月21日	I .4.②法令上の根拠	番号法第19条第7項	番号法第19条第8号	事後	
令和4年6月24日	I .4.②法令上の根拠	番号法第19条8号 別表第二 108号	【情報の提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の108の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の108の項	事後	